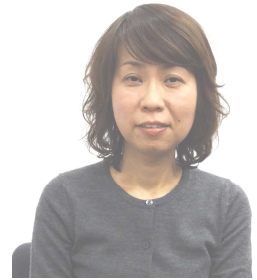


【ふるさと納税について】

皆様、こんにちは。CS部の関根千明です。

間もなく確定申告シーズンも本番となりますが、今回は、同じ税金を払うなら、もっと有効に使ってよ！という方に、“地域に貢献、税額控除、さらに特産品のおまけつき!”というお得な制度(ふるさと納税)についてお伝えしたいと思います。



Q1 「ふるさと納税」とは？

A:ふるさと納税とは、「納税」となっていますが税金ではなく、地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附金に該当します。

この寄附金について、寄附金控除を受けることにより、所得税(国税)と個人住民税(地方税)が軽減されるため、結果としてふるさとに納税したのと同じ効果になります。

Q2 「ふるさと」って出身地のこと？

A:いいえ、どこでも選ぶことができます。

「ふるさとを応援したい!」「ふるさとに貢献したい!」という気持ちを寄附を通じて実現する制度につき、出身地やお住まいの地域に限らず、日本全国自由に選ぶことができ、また複数の地域に寄附することも可能です。

Q3 どれくらい税額が軽減されるの？

A:所得や寄附した金額等により異なりますが、確定申告により「寄附金-2千円(自己負担分)」のうち、一定額までが全額控除されます。

ふるさと納税(寄附金控除)による減税額の計算例

<年収700万円 夫婦2人 所得税10% 住民税10% 3万円の寄附> の場合

【所得税】

$$\textcircled{1} (30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% (\text{所得税率}^{\ast 1}) = 2,800 \text{円}$$

【住民税】

$$\textcircled{2} \text{基本控除額} \quad (30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 2,800 \text{円}$$

$$\textcircled{3} \text{特別控除額}^{\ast 2} \quad (30,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - 10\% (\text{所得税率}^{\ast 1})) = 22,400 \text{円}$$

【減税額計】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 28,000 \text{円}$$

※1 所得税率は所得金額に応じて0~40%です。

※2 住民税所得割額の10%が上限となります。

Q4 ふるさと納税の特典とは？

A:自治体によっては、寄附金のお礼として、米、肉、魚介類、野菜・果物(珍しいものでは、カップラーメン、サッカーチケット、東京に出店している地元居酒屋の金券)などの特産品を送ってくれるところがあります。

お勧めの特産品については、ふるさと納税ポータルサイトや各都道府県・市区町村のホームページ、広告誌等をご参照ください。(こちらで、ふるさと納税の申込から納税の流れも紹介されています。)

3万円の寄附で、所得税と住民税が2万8千円控除され、場合によっては美味しいお米が30kgもらえる・・・お得ですね! ただし、この恩恵(寄附金控除)を受けるためには、確定申告が必要になります。

申告についてのご不明点等は、「源泉徴収票」「自治体から送られてきた証明書」をご用意のうえ、最寄りの税務署または弊社担当者までお問い合わせ下さい。

(CS部/関根 千明)